

# 第1章 背景

## 1 公園をとりまく状況

### (1) 社会情勢の変化

少子高齢化や人口減少の進展、それに伴う財政的な制約、地球環境問題の顕在化、ライフスタイルや価値観の多様化、SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組などの様々な社会情勢の変化により、公園利用のニーズも変化してきている。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化により、密を避けられる都市公園は屋外でのレクリエーション活動や健康的な生活を支える空間として、その価値が改めて認識されている。

さらには、本公園周辺では、山陰道の整備などにより交通環境が変化し、人流に変化をもたらしてきた。

### (2) 国の政策や方針などの動き

社会情勢の変化を受けて、国においては、公園の機能の一層の発揮、民間との連携の加速、公園の柔軟な使いこなしなど、今後の公園のあり方について新たな方向性を示している。

国土交通省では、平成26年度に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が設置され、平成28年5月に報告書「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」がとりまとめられた。これを受けて、平成29年の都市公園法改正により公募設置管理制度（Park-PFI）や協議会制度等、公園に関する新たな制度が創設された。これにより、全国で102か所の都市公園でPark-PFIの活用が進み、そのうち39か所では既に公募対象施設が供用され、また、国家戦略特区法により18公園、都市計画法改正により42公園で保育所等が設置されている（令和3年度末時点）\*。

また、令和4年2月から「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」が開催され、同年10月に同検討会が提言「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」を公表した。

提言では、都市公園は、ポストコロナの新たな時代において、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められ、このため、新時代の都市公園は、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとしている。

---

\*都市公園の柔軟な管理運営の在り方に関する検討会提言による。

## ○新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について【国土交通省】

【新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書(平成 28 年 5 月)】

### 【最終とりまとめのポイント】

- 社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき
- 新たなステージへの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき観点は以下の3つ
  1. ストック効果をより高める
  2. 民との連携を加速する
  3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす
- 今後の緑とオープンスペース政策は、以下の戦略を重点的に推進すべき
  1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
    - 緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限發揮して都市のリノベーションを推進すべき
    - 具体的には、緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進
  2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
    - 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多機能性を発揮すべき
    - 具体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と公園の質の向上への還元等を推進
  3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実
    - 1、2を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
    - 具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進

(国土交通省報道発表資料(「新たな時代に都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめの公表について(平成 28 年 5 月 27 日)) 抜粋)

# 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要

## 1. 都市を取り巻く社会状況

- 少子高齢化と人口減少
- 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- 地方の活性化と大都市のグローバル化
- 社会資本の整備と老朽化の進行
- 財政面、人員面の制約の深刻化
- 国民の価値観の多様化

## 2. 緑とオープンスペースの状況

- 都市公園ストックの一定の蓄積（10万箇所、1.2万ha）
- 施設の老朽化と計画的かつ適切な維持管理
- 財政制約が深刻化する中で戦略的なストックマネジメント等

## 3. 今後の都市の方向性

- 集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
- 大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市
- グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち等

## 新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべき

### 緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、**緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべき**

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**都市の再構築にあわせて緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペース**が、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペース**が、個性と活力のある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペース**が、やすらぎを実感できる暮らしを実現

新たなステージで重視すべき観点

ストック効果をより高める

民との連携を加速する

都市公園を一層柔軟に使いこなす

パラダイムのシフト

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけの発想

- 行政主体の整備、維持管理

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営

- 使うこと、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

- 地域との合意に基づく弾力的な運用
- まちづくりの一環としてのマネジメント

## 新たなステージに向けた重点的な戦略

### 1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

緑とオープンスペースの、**都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮**するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進

#### (1) 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進

多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを基軸として集約型都市構造化を進める方針など、**リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整理し、計画的に推進**

#### (2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化

**民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、緑の多面的な価値を發揮**

(施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討  
・広場空間の防災性向上等への公的な支援

#### (3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化

**地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、都市を活性化**

(施策例) ・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編

### 2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

都市公園をより柔軟に使いこなすことで、**都市の様々な課題の解決にその多機能性を最大限発揮**できるよう、以下の施策を実施

#### (1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進

**まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを發揮するための計画に基づくマネジメントの推進**

(施策例) ・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進

#### (2) 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進

子育てなど**地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進**することで、都市公園を活性化、まちを活性化

(施策例) ・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充

#### (3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進

**地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、都市公園の管理の質の向上への収益の充当等を促進**

(施策例) ・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実

## 3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

1. 2. を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る

#### (1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築

**緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な主体との連携体制の構築**

(施策例)  
・地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置

#### (2) 新たなステージを支える人材の育成、活用

**都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を育て、サポートする仕組みを設置**

(施策例)  
・管理運営の質を向上させるための情報交換会等の定期的開催  
・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討  
・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成

#### (3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み

**維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設**

(施策例)  
・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

(新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書 概要版 (国土交通省))

○平成29年度都市計画法改正概要

1. 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

- ・ 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定
- ・ 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。  
 （特例1）設置管理許可期間の特例（10年→20年）  
 （特例2）建蔽率の特例（2%→12%）  
 （特例3）占用物件の特例（自転車駐車場、看板、広告塔を利便増進施設として設置可能）

2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸

- ・ 公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長10年）を、PFI事業契約の契約期間の範囲内（最長30年）で公園管理者が設定可能。

3. 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）

- ・ 設置可能な社会福祉施設（通所型）

施行令12条第3項	施設の種類の種類	
第1号	児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・ 一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・ 小規模保育事業の用に供する施設</li> </ul>
第2号	身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設</li> <li>・ 身体障害者福祉センター</li> </ul>
第3号	老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人デイサービスセンター</li> <li>・ 老人福祉センター</li> </ul>
第4号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設</li> <li>・ 地域活動支援センター</li> </ul>
第5号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> </ul>
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

（要件）都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの（法第7条第2項）

（技術的基準）占用の場所は広場又は公園施設である建築物内（令第16条第1項第6の2号）

- ・ 広場：施設の敷地面積の合計が、公園全体の広場の面積の30%以内
- ・ 建築物内：施設の床面積の合計が当該建築物の延べ床面積50%以内

4. 公園の活性化に関する協議会の設置

- ・ 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- ・ 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。  
 （協議事項例）
  - ・ 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
  - ・ キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
  - ・ 都市公園のマネジメント方針、計画 等

5. 都市公園の維持修繕基準の法令化

- ・ 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

（都市公園法改正のポイント（国土交通省作成資料）から作成）



# ○都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～【国土交通省】

【都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(令和4年10月)】

## ＜基本的考え方＞

○都市公園は、ポストコロナの新たな時代において、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められている。

○このため、新時代の都市公園は、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきである。

## ＜重点的な戦略＞

○「使われ活きる公園」の実現のため、従来の公園整備・管理運営から、3つの変革が必要。

※3つの変革：「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」

○具体的には、以下の3つの重点戦略に基づき、7つの具体的取組を推進することが重要。

**重点戦略【1】** 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする  
(施策の方向性) [1]グリーンインフラとしての保全・利活用

[2]居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

**重点戦略【2】** しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる

(施策の方向性) [3]利用ルールの弾力化 [4]社会実験の場としての利活用

**重点戦略【3】** 管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる

(施策の方向性) [5]担い手の拡大と共創 [6]自主性・自律性の向上

横断的方策としての「公園DX」

(施策の方向性) [7]デジタル技術とデータの利活用

※国土交通省報道発表資料（「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言を公表～「使われ活きる公園」の実装化に向けて～（令和4年10月31日））抜粋）

## 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

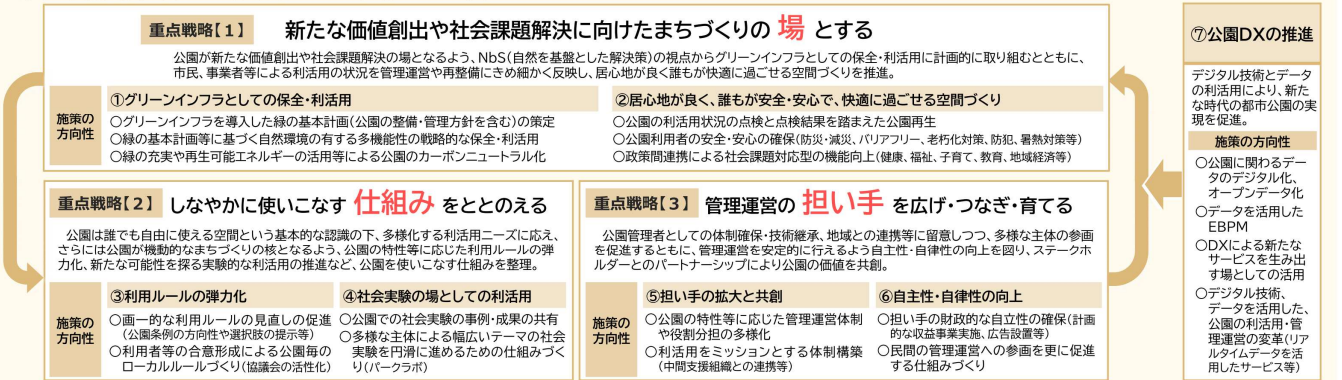
都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～		<各時代の社会背景>			
明治6(1873)年	太政官布達 都市公園制度の始まり 名勝・旧跡等の群衆遊覧の地を市民の憩楽の場として国民に開放 その後、震災時の避難地・防災拠点等として公園整備が進展	都市の近代化、震災復興・戦災復興の都市計画			
昭和30年代～	都市公園法制定(S31)、都市公園等整備緊急措置法制定(S47) 経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ	高度経済成長、人口の急増、都市の拡大と過密化			
平成28(2016)年	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書 緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する『新たなステージ』へ	人口減少・高齢化、規制緩和、地方分権、地方創生、国際的な都市間競争、インフラ老朽化と技術職員の減少			
ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの取組の広がり ～交流・滞在空間、開かれた心地よい空間の創出～ 新型コロナウイルスの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応 ～人中心・市民目線のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～	地球環境問題の新たな潮流 ～人と自然が共生する持続可能なレジリエントな都市の形成～ 市民・事業者の意識変化 ～参画意識の高まり、官民連携による社会課題解決と新たな市場創造・成長～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全てのこどもの健やかな成長を目指すことも政策の推進～ デジタルトランスフォーメーションの進展 ～既存の仕組みの変革、新たな価値創出～		
新たな時代における都市公園の意義・役割 ～公園本来の役割、多機能性、多様な可能性の再認識～	個人と社会のWell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき				
	持続可能な都市を支える グリーンインフラ	心豊かな生活を支える サードプレイス	人と人のリアルな交流、 インベーションを生み出す場	社会課題解決に向けた 活動実践の場	機動的な まちづくりの核

## 都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な3つの変革	都市アセットとしての利活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドで作り、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める
------------------------	---	--	---

### ◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～



# 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況(令和3年度末時点)

○都市公園の整備において民間活力の導入を促進することを目的に、公募設置管理制度(Park-PFI)を創設。【都市公園法第5条の2・H29年6月施行】  
 ○Park-PFIは102箇所では活用されており、うち39箇所では既に公募対象公園施設が供用されている(R3年度末時点)。

## ■活用状況(合計102箇所)(R3年度末時点)

公募設置等指針公表年度	Park-PFI 活用事例一覧 (102箇所[64自治体、2地方整備局])、うち39公園で公募対象公園施設供用済			
H29年度(4箇所)	北九州市(勝山公園)	豊島区(としまどりの防災公園)	名古屋市(久屋大通公園)	岐阜県(ぎふ清流里山公園)
H30年度(19箇所)	福岡県(天神中央公園) 福岡市(木伏緑地) 恵庭市(漁川河川緑地) 新宿区(新宿中央公園) 別府市(別府公園)	鹿児島市(加治屋まちの杜公園) 近畿地方整備局(国営明石海峡公園) 群馬県(敷島公園) 横浜市(横浜動物の森公園) 和歌山市(本町公園)	盛岡市(盛岡城跡公園) 堺市(大運公園) 京都市(大宮交通公園) むつ市(おおみなと臨海公園) 別府市(鉄輪地獄地帯公園)	盛岡市(中央公園) 二戸市(金田一近隣公園) 湯河原町(万葉公園) 神戸市(海浜公園)
R元(H31)年度(23箇所)	平戸市(中瀬草原) 福岡県(大濠公園) 渋谷区(北谷公園) 佐世保市(中央公園) 木更津市(鳥居崎海浜公園) 九州地方整備局(海の中道海浜公園)	平塚市(湘南海岸公園) 神戸市(東遊園地) 愛知県(小幡緑地) 所沢市(東所沢公園) 各務原市(学びの森) 群馬県(観音山ファミリーパーク)	岡崎市(乙川河川緑地・中央緑道) 東大阪市(花園中央公園) 富士川町(大法師公園) 福山市(中央公園) 神奈川県(観音崎公園) 四日市市(中央緑地)	豊田市(鞍ヶ池公園) 堺市(大仙公園/旧大仙公園事務所) 堺市(大仙公園/いこいの広場) むつ市(代官山公園) 山形市(ひばり公園)
R2年度(25箇所)	越前市(武生中央公園) 青森市(青い森セントラルパーク) 茨城県(偕楽園公園) 堺市(原池公園) 須賀川市(翠ヶ丘公園) 茨城県(洞峰公園) 横須賀市(長井海の手公園)	北区(飛鳥山公園) 久留米市(中央公園) 北区(飛鳥山公園) 名古屋市(徳川園) 沖繩市(コザ運動公園) 我孫子市(手賀沼公園) 恵庭市(漁川河川緑地)	静岡市(城北公園) 浜松市(万斛庄屋公園) 加賀市(山代西部公園) 渋谷区(恵比寿南一公園) 豊川市(赤塚山公園) 津市(中勢グリーンパーク) 多摩市(多摩中央公園)	北九州市(到津の森公園) 広島市(中央公園) 加賀市(山代西部公園) 東京都(明治公園) 東京都(代々木公園)
R3年度(31箇所)	広島市(中央公園) 近畿地方整備局(国営飛鳥歴史公園) 名古屋市(鶴舞公園) 堺市(小坂田公園) 茨城県(常総運動公園) 藤沢市(鶴沼海浜公園) 新宮町(新宮ふれあいの丘公園) 三重県(鈴鹿青少年の森) 小諸市(飯綱山公園)	橿原市(新沢千塚古墳群公園) 大阪府(住吉公園) 滋賀県(びわこ地球市民の森) 滋賀県(びわこ文化公園) 勝山市(長尾山総合公園) 別府市(春木川公園) 前橋市((仮称)日赤跡地生涯活躍のまち(CCRC)公園) 千葉市(千葉公園)	吹田市(桃山公園) 横浜市(山下公園) 東村山市(萩山公園) 川崎市(池上新町南緑道) 別府市(上人ヶ浜公園) 吹田市(江坂公園) 恵庭市(恵庭ふるさと公園) 熱海市(熱海梅園)	江戸川区(総合レクリエーション公園・新左近川親水公園) さいたま市((仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園) 射水市((仮称)射水アイタウンふれあい公園) 大阪市(難波宮跡公園) 川崎市(富士見公園) 大津市(大津湖岸なぎさ公園)

国土交通省 ※赤字は公募対象公園施設がオープンしている公園。上記の他130か所において活用を検討中。

# 公募設置管理制度(Park-PFI)の効果と課題

○自治体側は公募設置管理制度について上表のような効果を感じている(期待も含む)一方で、主に民間事業者側からは、公民の相互理解や役割分担、公共側の対応の柔軟性等について、下表のような課題が挙げられている。

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政の費用負担の縮減                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民間事業者からの収益還元や使用料収入により、自治体は整備費・維持管理費の実質負担額を縮減可能。</li> </ul> </li> <li>②公園の利便性・魅力の向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新たな施設の整備によってサービスや公園の魅力が向上。</li> </ul> </li> <li>③事業者の投資促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 長期の事業期間を担保することで、運営計画が立てやすくなり、投資が促進されるとともに、人材の計画的な育成が可能に。</li> </ul> </li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公民の相互の理解と協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公共側の民間事業への理解、民間側の公共事業への認識を深め、協力することが必要。</li> </ul> </li> <li>②公民の役割分担の明確化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関係者との説明・調整の役割分担、費用・リスク分担について明確化が必要。</li> </ul> </li> <li>③公共側の適切な人材配置・体制強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公共側の体制について、事業全体を適切にマネジメントできる人材の配置や、公民連携事業を担当する部署の設置等の強化が必要。</li> </ul> </li> <li>④スケジュール設定と管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政内調整や各種協議、工事の準備・撤去にかかる期間を考慮した余裕のあるスケジュール設定が必要。</li> </ul> </li> <li>⑤情報の共有                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地下埋設物、土壌汚染などの前提条件となる情報を共有し、リスクを最小化することが必要。</li> </ul> </li> <li>⑥計画変更に対する柔軟な対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- やむをえない事情がある際の事業計画変更に関公共側が柔軟に応じることが必要。</li> </ul> </li> <li>⑦機動的な予算措置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事前調査や想定外の費用負担について、公共側が柔軟に予算を確保できるよう仕組みを整えることが必要。</li> </ul> </li> </ul>

国土交通省

(出典) 大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会「公民連携における多種多様な事業手法」に関する調査研究「公園緑地公民連携研究会Park-PFI等都市公園における公民連携事業に関する提言(第3次)」

(都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【資料編】(国土交通省))



# 都市公園占用物件への保育所等の追加

- 国家戦略特区法改正(H27.9施行)により、国家戦略特区内に限り占用許可による都市公園内での保育所等の設置が認められていたが、都市公園法改正により全国で可能に。【都市公園法第7条・H29年6月施行】
- 特区法改正により18公園、都市公園法改正により42公園で保育所等が設置されている(R3年度末時点)。

## ■ 占用許可による保育所等の設置(開設済み)事例(合計42公園)(R3年度末時点)

開設年度	公園名	公園管理者	整備施設	開設年度	公園名	公園管理者	整備施設
H29年度	一乗寺公園	京都市	認可保育所	R2年度	神内かんなび公園	高槻市	認定子ども園
	柳町児童公園	むつ市	認可保育所		みなみ親水公園	燕市	児童福祉施設
	羽鷹池公園	豊中市	認可保育所		稲野公園	伊丹市	公立保育所
	真清公園	一宮市	放課後児童クラブ		市川駅南公園	市川市	認可保育所
H30年度	西大井公園	品川区	認可保育所		中央公園	盛岡市	児童福祉施設
	心れあい緑地	豊中市	認可保育所		妙典公園	市川市	認可保育所
	久保公園	西宮市	保育園		千代野第3号公園	白山市	園庭及び駐車場
	上山公園	雲仙市	認可保育所		R3年度	藤木公園	富山市
	山吹運動公園	常陸太田市	社会福祉施設	豊見城団地緑地		豊見城市	放課後児童クラブ
	南砂三丁目公園	江東区	認可保育所	中崎遊園地		明石市	幼保連携型認定こども園
	生駒山麓公園	生駒市	社会福祉施設	松が丘公園		明石市	幼保連携型認定こども園
	R元年度	浅川スポーツ公園	日野市	認可保育所		上ヶ池公園	明石市
平和公園		名古屋市長	認可保育所	宗像ユリックス総合公園		宗像市長	認可保育所
新富公園		静岡市長	児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	鈴木地域センター公園		小平市長	学童クラブ
港南緑水公園		港区	認可保育所	碑文谷公園		目黒区	認可保育所
寿中央公園		府中市長	学童クラブ	大川中央公園		大川市長	社会福祉施設
港明公園		名古屋市長	放課後児童クラブ	下石井公園		岡山市	社会福祉施設
緑黒石第一公園		名古屋市長	放課後児童クラブ	吉根公園	名古屋市長	放課後児童クラブ	
R2年度	秋葉公園	新潟市長	地方裁量型認定こども園				
	玉川上水緑道	東京都	認可保育所				
	浮島周辺水辺公園	嘉島町	認可保育所				
	石屋川公園	神戸市長	認可保育園				
	生田川公園	神戸市長	認可保育園				
	王子南公園	神戸市長	認可保育園				

※一覧の他、国家戦略特区法による保育所等の設置状況:全18施設開設済

国土交通省

## 占用許可による保育所等の設置に関する効果と課題

- 都市公園内に保育所を設置している自治体・運営主体が感じている効果・課題は以下のとおりである。

効果	<p><b>①公園の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保育所利用者などの若い世代の利用が増え、公園が明るい雰囲気。</li> </ul> <p><b>②保育所整備に合わせた公園機能の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保育所にカフェを併設したり、保育所周辺に花壇を設置したりすることで、公園としての機能が充実。</li> </ul> <p><b>③地域の子育て環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保育所内に子育て交流サロン、授乳スペース等を設置して一般利用者に開放する事例がみられる。</li> </ul> <p><b>④地域交流の創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保育所のイベントや公園清掃活動等を通して、園児・保護者と地域住民らが交流する機会を創出。</li> </ul>
課題	<p><b>①申請・手続きに時間を要する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 待機児童対策には迅速性が求められるが、都市公園内に設置するためには手続きや調整(例:公園内のインフラとの分離、公園利用者からの意見聴取)に時間がかかる。</li> </ul> <p><b>②建築基準法上の考え方が不明確</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 建築基準法上の考え方(接道・仮想敷地等)に統一したものが無く、確認申請時に苦慮。</li> </ul> <p><b>③管理区分の明確化が必要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公園管理者と保育所運営主体の間で管理区分の調整・明確化が必要。</li> </ul>

(出典)大都市都市公園機能実態共同調査実行委員会「都市公園における社会福祉施設等導入の留意点及び子育て支援施設のあり方」に関する調査研究 報告書

国土交通省

(都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【資料編】(国土交通省))